

[事案 2019-125] 解約無効等請求

・令和2年9月16日 裁定打切り

<事案の概要>

自分の意思による解約ではないことを理由として、解約の無効等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成2年に契約した2件の変額保険について、いずれも平成4年8月に解約されているが、以下の理由により、解約手続は自分の関与も承諾もなく行われたものであることから、解約を無効としてほしい。

- (1)解約請求書の署名は、自分の筆跡ではない。
- (2)解約返戻金の振込口座は、自分の全く知らない口座であり、解約返戻金は受け取っていない。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)解約請求書に押印されている印影は、申込書と同一であり、解約請求書の筆跡と、申立人が署名したとされる診査時の報告書の署名とは、一見して相違しているとは言えない。
- (2)仮に解約請求書が、何者かによって偽造されたものであるとしても、解約返戻金を申立人名義の銀行預金口座に振込んでおり、債権の準占有者に対する弁済にあたる。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、解約時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、債権の準占有者に対する弁済として債権が消滅するためには、弁済者において、受領者が債権者であると信ずることに過失が無いことが必要であるところ、単に解約請求書の印鑑が契約時に使用されたものであること、振込指定口座の名義が契約者と同一であることをもって、ただちに過失が無いと言えるかは疑問であるが、各契約が有効に成立したか否か、また、保険会社に保険料の返還義務があるか、および、債権の準占有者に対する弁済にあたるか否かを判断するためには、各署名が申立人の署名であることを筆跡鑑定などにより明らかにし、調査嘱託による銀行預金口座の詳細の証明、ならびに本解約手続に関与した人物の証人尋問等により、厳密な証拠調べが必要となるところ、当審査会はこのような手続を持たず、この点について明らかにすることは困難であるため、裁定手続を打ち切ることとした。